

（操縦装置）

第6条 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、保安基準第10条並びに細目告示第12条、第90条及び第168条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の運転に際して操作を必要とする左の装置は、かじ取ハンドルを中心から左右それぞれ500ミリメートル以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。
 - イ 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置
 - ロ 制動装置の操作装置
 - ハ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器及び洗淨液噴射装置の操作装置
 - 二 前号イに掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び同号ハに掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
 - 三 変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
 - 四 方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。
- 3 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるものについては、細目告示第12条第2項、第90条第2項及び第4項並びに第168条第2項及び第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第12条、第90条及び第168条の規定に適合するものであればよい。
- 4 平成29年1月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第12条第2項、第90条第2項及び第4項並びに第168条第2項及び第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第12条、第

90条及び第168条の規定に適合するものであればよい。

自 動 車	条 項
一 昭和26年12月31日以前に製作された自動車	第1号（配置寸法に関する部分に限る。）
二 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第2号から第4号まで

5 平成29年6月30日以前に製作された自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第12条第3項、第90条第3項及び第4項並びに第168条第3項及び第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第675号）による改正前の細目告示第12条第1項、第90条第1項及び第168条第1項の規定に適合するものであればよい。

6 次の各号に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるものについては、細目告示第12条第2項、第90条第2項及び第168条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第12条第2項、第90条第2項及び第168条第2項の規定に適合するものであればよい。

一 平成31年1月31日以前に製作された自動車

二 平成31年2月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成31年1月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成31年2月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成31年1月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

7 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第12条第2項、第90条第2項及び第168条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第12条第2項、第90条第2項及び第168条第2項の規定に適合するものであればよい。

一 平成29年6月14日以前に製作された自動車

二 平成29年6月15日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

- イ 平成29年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 平成29年6月15日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成29年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車